

独立行政法人国立病院機構神奈川病院無線ネットワーク利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、入院患者、患者家族等及び、職員等（以下、「利用者」という。）の利用を目的に、独立行政法人国立病院機構神奈川病院（以下、「病院」という。）が病棟に整備した公衆無線ネットワーク（以下、「無線ネットワーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用場所及び利用時間)

第2条 利用場所、利用時間は下記とする。

(1) 入院患者及び患者家族等

利用場所：一般病棟内（一部治療室を除く）の電波が届く範囲

利用時間：24時間

(2) 職員

利用場所：一般、重心病棟内の電波が届く範囲

利用時間：業務上無線ネットワークの使用が必要な時

勤務時間外の自己研鑽時のみ

(利用者が準備するもの)

第3条 無線ネットワークの利用を希望する者は、利用に当たって、次に掲げるものを準備しなければならない。なお、病院から機器等の貸し出しありは行わない。

- (1) スマートフォン、パーソナルコンピュータ等の接続端末
- (2) 無線ネットワーク（Wi-Fi）インターフェース
- (3) 閲覧用ソフト
- (4) 機器に使用する電源
- (5) その他、無線ネットワークの利用、接続に必要なもの

(無線ネットワークの利用)

第4条 利用者は、下記の条件のもと、無線ネットワークを利用してインターネットに接続することができる。

- (1) 利用者は、本利用規約に同意しなければ、無線ネットワークを利用してはならない。
- (2) 無線ネットワークを利用した者は、この規約に同意したものとみなす。
なお、利用者が無線ネットワークへ接続した場合には、その時点でのいかなる理由があっても本利用規約に同意したものとみなす。
- (3) 無線ネットワークの利用料金
ア 入院患者及び患者家族等は、200円/日、500円/3日とする。（プリペイドカード

ド方式)

イ 職員は、無料とする。

- (4) 病院は、利用者の機器の設定、仕様、接続等、技術的な質問についての問い合わせを一切受け付けない。
- (5) 無線ネットワークへ接続する通信端末のセキュリティ対策は利用者が行うものとする。
- (6) 無線ネットワークについて、常に安定した接続環境を保障するものではない。

(サービス利用に伴うセキュリティリスク)

第5条 無線ネットワークを利用するにあたり、悪意のあるサイトまたは第三者よりIDやパスワード、クレジット情報などを盗聴される危険がある。特に重要な通信については、利用者の判断のもと実施すること。

(禁止事項)

第6条 利用者は、無線ネットワークの利用に際して、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 著作権その他の権利を侵害する行為又はそのおそれがある行為
- (2) 財産又はプライバシーを侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の利用者若しくは病院に不利益又は損害を与える行為、又はそのおそれがある行為
- (4) 他人を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれがある行為、又は公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
- (6) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれがある行為
- (7) 選挙運動又はこれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (9) ID又はパスワードを不正に使用する行為
- (10) コンピュータウイルスの有害なプログラム等、無線ネットワークを通じて若しくは関連して使用する行為、又は提供する行為
- (11) 特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (12) 大音量での音楽・動画再生、大量データのダウンロードにより通信回線に負担をかける等、他の利用者・来院者に対して迷惑になる行為
- (13) 既設電源の利用が認められていない場所における病院備え付けの電源コンセントの利用
- (14) 職員の業務外使用、自己研鑽外使用
- (15) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれがある行為又

は病院が不適切と判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって、他の利用者及びその他の第三者に損害が生じた場合、当該利用者は当該損害の発生に係る全ての法的責任を負うものとし、病院は一切の責任を負わないものとする。この場合において、病院に損害が生じた場合は、利用者に対し損害の賠償を請求することができる。

(利用者資格の中止・取消)

第7条 病院は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事前に通知することなく、直ちに該当者の利用資格を中止または取り消すことができる。

- (1) 本規約第6条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 手段を問わず、無線ネットワークの運営を妨害した場合
- (3) その他、本規約に違反した場合

(運用の中止)

第8条 病院は、次の各号のいずれかに該当するときは、無線ネットワークの運用を中止することができる。

- (1) 無線ネットワークの使用により、医療行為への影響があると病院が認めるとき
- (2) 無線ネットワークの保守作業又は関連工事を実施するとき
- (3) 無線ネットワークの回線、機器等の障害等やむを得ない事由が生じたとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、無線ネットワークの運用上、病院が必要と認めるとき
- (5) 地震、火災、停電などの非常事態により、本サービスの運用が通常どおり提供できなくなったとき

2 無線ネットワークの運用の中止により、利用者又は第三者が被った被害について、病院は、その責を一切負わない。

(免責等)

第9条 病院は、無線ネットワークサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線ネットワークを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他無線ネットワークに関連して発生した利用者の損害について、その責を一切負わない。

2 病院は、無線ネットワークのサービス内容及び利用者が無線ネットワークを通じて取得する情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わない。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスは、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 無線ネットワークへの接続に係る利用者の機器設定については、利用者が行うものとす

る。この場合において、病院は、接続する機種、O S、ソフト、設定等により無線ネットワークを利用できない場合についても、その責を一切負わない。

5 病院は、利用者が無線ネットワークを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、その責を一切負わない。

6 病院は、無線ネットワークの適切な利用を図るため、利用者の MAC アドレス、利用端末情報、オペレーティングシステム情報、アクセスログを記録し、特定のWE B サイトや特定のサービス等への接続を制限することができる。

7 本サービスに接続する機器は利用者が管理し、盗難や紛失、破損等が発生してもその責を一切負わない。

(管轄)

第 10 条 無線ネットワークの利用に関して、病院と利用者の間に生ずるすべての紛争については、病院の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とするもとする。

(利用規約の変更)

第 11 条 病院は、必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとする。この規約の変更後に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。

附 則

この規約は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。